

キーワード：スマート農機、農業機械、プロ雇用、法人化、組織化、雇用拡大、広域連携、経営継承、後継者

【目的】
経営の発展段階に応じ、経営の多角化・高度化に必要な農業機械等の導入経費や活動経費の支援を行うとともに、法人運営に必要な知見を有する人材雇用の支援等を行うことにより、持続可能な力強い本県農業の実現を図る。

【関連目標】ひょうご農林水産ビジョン2035
法人経営体数1,400法人、担い手への農地集積率42.3%

【事業の内容】

1 農業法人活性化支援機械整備事業

経営体の法人化や規模拡大等に必要な、作物の合理的な栽培や品質向上に寄与する機械の支援。

(1)対象者 地域計画の目標地図に位置づけられた耕種農家であり、組織化、法人化※1、雇用拡大※2、広域連携に取り組む経営体

(2)補助率 1/3以内（補助上限 3,000千円）

※1：法人の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ65歳未満の者に代表を継承する農業法人を含む。

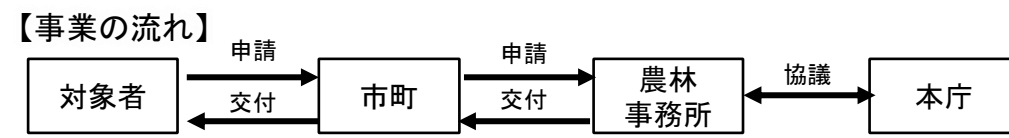
※2：新たに65歳未満の者に30日以上農業に従事、または、新たに65歳未満の者に3日以上オペレーターとして従事させ、後継者育成に取り組む農業法人を含む。

2 法人運営プロフェッショナル人材活用事業

法人運営プロフェッショナル人材の雇用又はその者への業務委託に必要な賃金、共済費、旅費、報酬、委託料等を支援。

(1)対象者 地域計画の目標地図に位置づけられた集落営農組織および農業法人

(2)補助率 1/2以内（補助上限 500千円）



【タイプ別説明】

イ 法人化タイプ
法人格を有しない経営体が、法人化をして農業法人を設立した場合。

ロ 雇用拡大タイプ
雇用の拡大に取り組む者で、実施要領の要件を満たす雇用に取り組む者。

ハ 広域連携タイプ
集落営農組織が他集落の組織と連携することや、農業法人が他の経営体との合併・統合をする場合等。

ニ 法人化タイプのうち経営継承
法人の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ65歳未満の者に代表を継承する農業法人。

ホ 組織化タイプ
法人格を有しない集落営農組織の設立に取り組む場合等。



【事業所管部署】078-362-3409
農業経営課 集落農業活性化班 経営構造対策担当